

国際人権機関による日本政府に対する懸念と勧告
(朝鮮学校関連抜粋・2008～2014年)

作成：在日本朝鮮人人権協会

2016年2月8日

◆第5回 自由権規約委員会総括所見 [2008年12月18日最終版]

31. 委員会は、朝鮮学校に対する国の補助金が通常の学校に対するものよりも相当低く、そのため朝鮮学校は民間の寄付金に強く依存しているが、私立の日本人学校やインターナショナル・スクールとは異なり、朝鮮学校が免税対象外又は税金控除対象外であること、また、朝鮮学校の卒業証書が直接の大学入学資格として認められないことを懸念する。(第26条及び第27条)

締約国は、国による補助金を増大し、朝鮮学校への寄付を行う者に他の学校に寄付を行う者と同じ財政的な利益を与えることによって、朝鮮学校への適切な資金援助を確保し、朝鮮学校の卒業証書を直接大学入学資格として認めるべきである。

◆第2回 人種差別撤廃(条約)委員会総括所見 [2010年4月6日最終版]

22. 委員会は、2言語を話す相談員や7言語で書かれた入学手引など、マイノリティ集団の教育を促進するために締約国が払ってきた努力を、評価をもって留意する。しかし、委員会は、教育制度のなかで人種主義を克服するための具体的なプログラムの実施についての情報が欠けていることに遺憾の意を表明する。さらに、委員会は、子どもの教育に差別的な効果をもたらす行為に懸念を表明する。そのような行為には、以下のものが含まれる。

(a)アイヌの子どもまたは他の民族集団の子どもが、自己の言語を用いた、または自己の言語についての、指導を受ける機会が十分でないこと。

(b)締約国において、外国人の子どもには義務教育の原則が、日本が締約国である、本条約第5条、「児童の権利に関する条約」第28条、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」第13条(2)に適合する形で全面的には適用されていないという事実。

(c)学校の認可、同等の教育課程、上級学校への入学に関連する障害。

(d)締約国に居住する外国人、韓国・朝鮮出身者の子孫および中国出身者の子孫のための学校が、公的支援、助成金、税の免除に関して差別的な取り扱いを受けていること。

(e)締約国において現在、公立および私立の高校、高等専門学校、高校に匹敵する教育課程を持つさまざまな教育機関を対象とした、高校教育無償化の法改正の提案がなされているところ、そこから朝鮮学校を排除すべきことを提案している何人かの政治家の態度(第2条、第5条)。

委員会は、市民でない者に対する差別に関する一般的な性格を有する勧告30(2004年)に照らし、締約国に対し、教育機会の提供において差別がないよう確保すること、ならびに、締約国の領域内に居住する子どもが就学および義務教育の修了にさいして障害に直面することのないよう確保することを勧告する。この点に関して、委員会は、また、締約国が、外国人のための多様な学校制度の調査研究や、国の公立学校制度の枠外に設置された代替的な制度が望ましいかどうかの調査研究を行なうよう勧告する。委員会は、締約国に対し、マイノリティ集団が自己の言語を用いた、または自己の言語の指導を受ける十分な機会を提供することを検討すること、および、締約国がユネスコ教育差別禁止条約への加入を検討するよう求める。

◆第3回 子どもの権利条約委員会の総括所見 [2010年6月20日最終版]

72. 委員会は、中国系、北朝鮮系その他の出身の子どもを対象とした学校に対する補助金が不十分であることを懸念する。委員会はまた、このような学校の卒業生が日本の大学の入学試験を受けられない場合があることも懸念する。

73. 委員会は、締約国に対し、外国人学校への補助金を増額し、かつ大学入試へのアクセスにおいて差別が行なわれないことを確保するよう奨励する。締約国は、ユネスコ・教育差別禁止条約の批准を検討するよう奨励される。

87. 委員会は、締約国に対し、民族的マイノリティに属する子どもへの差別を生活のあらゆる分野で解消し、かつ、条約に基づいて提供されるすべてのサービスおよび援助に対し、このような子どもが平等にアクセスできることを確保するため、あらゆる必要な立法上その他の措置をとるよう促す。

◆第3回 社会権規約委員会の総括所見 [2013年6月10日最終版]

27. 委員会は、締約国の高校教育授業料無償化プログラムから朝鮮学校が除外されていることを懸念する。これは差別である。(第13条、第14条)

差別の禁止は、教育のあらゆる側面に全面的かつ即時的に適用され、また国際的に定められたすべての差別禁止事由を包含していることを想起しつつ、委員会は、高校教育授業料無償化プログラムが朝鮮学校に通う子どもたちにも適用されることを確保するよう、締約国に対して求める。

◆第3回 人種差別撤廃委員会の総括所見 [2014年9月26日最終版]

朝鮮学校

19. 委員会は、在日朝鮮人の子どもたちの下記を含む教育権を妨げる法規定および政府の行為について懸念する。

(a) 「高校授業料就学支援金」制度からの朝鮮学校の除外

(b) 朝鮮学校へ支給される地方自治体の補助金の凍結または継続的な削減(第2条および第5条)

市民でない者に対する差別に関する一般的勧告 30 (2004年)を想起し、委員会は、締約国が教育機会の提供において差別がないこと、締約国の領域内に居住する子どもが学校への入学において障壁に直面しないことを確保するという、前回の総括所見パラグラフ 22 に含まれた勧告を繰り返す。委員会は、締約国がその見解を修正し、適切に、朝鮮学校が「高校授業料就学支援金」制度の恩恵を受けることができること、および、地方自治体に対して、朝鮮学校への補助金の支給を再開または維持するよう促すことを締約国に奨励する。委員会は、締約国が国連教育科学文化機関 (ユネスコ) の教育差別禁止条約(1960年)への加入を検討するよう勧告する。

とくに重要な勧告

33. 委員会はまた、上記パラグラフ 11、19、21 および 23 に含まれている勧告がとくに重要であることに締約国の注意を喚起することを希望し、次回の定期報告書に、これらの勧告の実施のためにとった具体的措置に関する情報を提供するよう要請する。